

## 三重県上野森林公園の管理に関する情報公開実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号。以下「情報公開条例」という。）第32条の規定に基づき、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者（以下「指定管理者」という。）として特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター（以下「センター」という。）が行う三重県上野森林公園（以下「森林公園」という。）の管理に係る情報の公開に関し必要な事項を定める。

### (準用)

第2条 センターが行う森林公園の管理に係る情報の公開は、情報公開条例を準用して行うものとする。

2 情報公開条例中、「この条例」とあるのは「この要領」、「実施機関」とあるのは「センター」、「公文書」とあるのは「センターの職員（センターの役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、センターの職員が組織的に用いるものとして、センターが保有しているもの（以下「管理文書」という。）」と読み替えるものとする。

3 情報公開条例第7条第2号中「公務員等」に、センター職員を加えるものとする。

4 情報公開条例第2条第1項、第16条、第20条の2、第23条、第30条、第31条、第32条の規定は適用しないものとする。

5 情報公開条例第20条第1項及び第2項に規定する費用の額は、別表のとおりとする。

### (管理文書の管理)

第3条 センターは、この要領の適正かつ円滑な運用に資するため、管理文書を適正に管理するものとする。

2 センターは、管理文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の管理文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとする。

### (費用負担)

第4条 管理文書（電磁的記録を除く。）の写しの交付を受けるものは、別表に定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 電磁的記録の開示を受けるものは、別表に定めるところにより、当該開示の実施に伴う費用を負担しなければならない。

### (制度の周知)

第5条 センターは、県民がこの要領を適正かつ有効に活用できるようにするため、この要領の目的、利用方法等について広く周知を図るよう努めるものとする。

### (指定管理者でなくなった後の情報公開)

第6条 この要領は、センターが指定管理者でなくなった日の属する年度（森林公園の管理業務に係る事業年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）をいう。以下同じ。）の翌年度の4月1日から起算して5年間なおその効力を有するものとする。ただし、センターが保有する全ての管理文書を三重県又はセンターから森林公園の管理を引き継ぐ指定管理者に引き渡した場合はこの限りでない。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要領は、平成30年5月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この要領は、この要領施行の前に、センターの職員が職務上作成し、又は取得した管理文書についても、これを適用する。

別表

区分	開示の実施の方法	費用の額
一 文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付（日本工業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 一枚につき 30 円
		カラーの場合 一枚につき 100 円
二 電磁的記録	(一) 用紙に出力したものの交付（日本工業規格A3判以下の大きさの用紙を用いて行うものに限る。）	白黒の場合 一枚につき 30 円
		カラーの場合 一枚につき 100 円
	(二) 電磁的記録媒体に複写したものの交付	電磁的記録媒体の購入経費に相当する額（非開示情報が記録されている電磁的記録を電磁的記録媒体に複写する場合については、当該電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額を加算した額）
	(三) 非開示情報が記録されている電磁的記録又はこれを複写したものの視聴	電磁的記録から非開示情報が記録されている部分を区分して除くために要する費用に相当する額
三 一及び二に掲げる場合以外のもの		作成に要する費用に相当する額

備考

- 一 区分一及び区分二(一)の場合において、用紙の両面を使用するときは、片面を一枚として費用の額を算定する。
- 二 区分一及び区分二(一)の場合において、日本工業規格A3判を超える大きさの用紙を用いるときは、日本工業規格A3判に相当する大きさと換算した枚数分の費用の額とする。
- 三 センター以外のものに委託して写し等を作成した場合における費用の額は、本表の規定にかかわらず、当該委託に要する費用に相当する額とする。